

議案第 20 号

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例（平成 28 年朝霞市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同条中第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

センターの利用時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

第 7 条第 3 号及び第 4 号を削る。

第 10 条を次のように改める。

（利用料金）

第 10 条 利用者（第 8 条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第 29 条第 3 項の規定により算定した費用の額（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の第 2 条第 4 号及び第 5 号に係る利用申請又は利用許可に限り、施行日の前日をもって取下げし、又は終了したものとみなす。

令和 8 年 2 月 20 日提出

朝霞市長 松下 昌代